

## 由布市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画 策定支援業務委託仕様書(案)

### 1. 委託業務名

由布市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定支援業務

### 2. 業務の目的

現行の由布市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画の計画期間が令和5年度をもって終了することから、国が示す基本指針や令和4年度在宅介護実態調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果等に基づく高齢者保健福祉・介護保険事業に係る助言のほか、計画期間の事業量推計に基づく介護保険第1号被保険者の保険料基準額の算定等に係る専門的・技術的な支援を受けることを目的とする。

### 3. 業務の契約期間

契約締結の日から令和6年3月22日(金)まで

### 4. 業務の内容

受託者は、以下の業務に係る助言・提案等の策定支援を行う。

#### (1) 由布市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定支援等

ア 現行の計画に掲げた事業・取り組みについての進捗の評価・検証に関すること。

イ 計画の基本的な考え方や、報告書の構成に関すること。

ウ 高齢者人口、第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数、サービス利用者数の推計に関する  
こと。

エ 介護保険サービス事業量及び給付費の推計に関すること。

オ 計画期間及び令和22(2040)年度における第1号被保険者保険料の算定に関すること。

カ 次期介護保険制度改正に伴う内容と市の施策・事業等の整合性に関すること。

キ 地域包括ケアシステムの構築に向けた現状分析、課題抽出、施策の提案。

ク 医療と介護の連携を図るための情報収集及び提案。

ケ 令和5年度在宅介護実態調査に基づく課題・傾向に関すること。

コ 令和5年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果に基づく日常生活圏域ごとの課題・傾向  
に関すること。

サ 関係法令、国、大分県、他自治体の高齢者施策に対する動向、社会経済状況等に関すること。

シ その他、計画策定にあたり、市が求める情報提供等に関すること。

#### (2) 由布市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定委員会の運営に関する支援

ア 策定委員会に係る資料原案の作成に関すること。

イ 策定委員会への出席、運営支援及び議事録作成に関すること。

(ア) 開催回数は5回とし、うち、3回程度の出席を求めることとする。

(イ) 議事録は会議終了後、概ね2週間以内に提出すること。

#### (3) パブリックコメント(1回実施)の結果に基づく集計・分析

#### (4) 由布市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画書の印刷製本、納品

#### ア 計画書

- (ア) 数量 300部
- (イ) 刷色 表紙カラー、本文1色
- (ウ) サイズ A4版
- (エ) ページ 120頁

イ 原稿の電子データ一式 (Microsoft Word形式、PDF形式及びCD-ROM)

#### ウ 納期

令和6年3月22日 (金)

#### エ 納入先

高齢者支援課

#### オ 留意事項

- (ア) イラスト、図表を用い、市民にわかりやすい構成、内容とすること。
- (イ) 人権侵害等の恐れのある曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的又は特殊な法律・技術用語については用語解説又は注釈を付記すること。

#### カ 支払

検査終了後、請求に基づき一括で支払う。

### 5. 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本事業に伴い取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じること。
- (2) 受託者が本事業によって取得した個人情報については、由布市の保有する個人情報として、由布市個人情報保護条例（平成17年条例第11号）の適用を受けるものとする。

### 6. その他

- (1) 受託者は、市の委託目的の意図を十分理解したうえで、作業に当たること。不明な点が生じたときは速やかに市に確認すること。
- (2) 計画の策定に伴い、受託者が市の有する資料、情報を必要とするときは、事前に市に申し出ること。市は、その必要性を認めたとき、これを受託者に提供する。
- (3) 本仕様書にない委託内容であっても、本委託目的を達成するために必要なものであれば、市に対しこれを積極的に提言すること。
- (4) 成果物の納入後、受託者において実施する成果物検査の結果、本仕様書の内容と、著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において、関連する項目を精査し、無償で必要な処置を行うこと。